

区施設の使用制限等に伴う指定管理者に係る利用料金等の対応について

新型コロナウイルス感染症感染拡大に起因する緊急事態宣言による区施設の使用制限等に伴い、指定管理者に係る利用料金収入等及び目的外使用許可等に係る使用料及び貸付料について、次のとおり対応する。

1 指定管理者に係る利用料金収入等について

(1) 基本的考え方

ア 指定管理事業

令和2年2月以降の利用制限等により生じた減収分を補填するとともに、新型コロナウイルス対策に要した経費を追加支出する。

また、事業の中止等により生じた支出（事業費、光熱水費等）の剰余分は、指定管理者が区に返還する。

イ 自主事業

中止をした事業の既支出分（人件費を除く。）の相当額を補填する。

なお、収入の見込み（逸失利益）分は、補填しない。

ウ 補助金等

新型コロナウイルス関連の対策として、国などから受けた補助金等で、指定管理事業に係る分の相当額を指定管理者が区に返還する。

(2) 対象期間

補填・追加支出及び返還は、原則として、令和2年2月から令和3年3月までを対象とする。ただし、光熱水費の返還は、令和2年3月請求分以降を対象とする。

なお、令和3年度以降の対応については、感染症の状況をみて判断する。

(3) 対応

令和2年度 令和元年度分の補填・返還、令和2年度分(10月まで)の補填の対応

令和3年度 令和2年度分(11月～3月)の補填(概算)の対応

令和2年度の1年分の返還分の算定

令和2年度の1年分の補填分の再算定及び清算

<使用制限の主な経過>

令和2年2月21日分～ 新型コロナウイルスを理由とするキャンセル分の全額還付

3月26日～ 全貸室施設の使用自粛要請及び新規申込受付停止

4月4日～6月7日 全貸室の使用中止

6月8日以降 定員等の制限による貸室の貸出(継続中)

2 目的外使用許可等に係る使用料及び貸付料について

目的外使用許可等に基づく使用料及び貸付料については、次のとおり減額し、既収入分を還付する。

(1) 基本的考え方

ア 営業施設（飲食店）

貸付け・使用目的が飲食店のものについて、緊急事態宣言（令和2年4月7日発令、5月25日解除）が発出されていた月（令和2年4月及び5月）の貸付料・使用料を50%減額し、月割計算で算定する。

イ 区民等が利用できなかった施設

区の施設を閉鎖したことにより、当該貸付け・使用スペース（店舗等）を区民等が利用できなかった期間について、貸付料・使用料を100%減額し、日割計算で算定する。

(2) 対象施設等

ア 営業施設（飲食店）

シビックスカイレストラン椿山荘、カフェ・ド・クリエ 文京シビックセンター店、Sign with me春日店

イ 区民等が利用できなかった施設

文京シビックセンター25階展望フロア（自動販売機）等